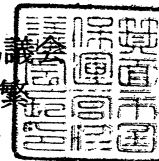




箕面市国民健康保険運営協議会  
平成23年(2011年)2月10日

箕面市長 倉田 哲郎 様

箕面市国民健康保険運営協議会  
会長 牧原 繁



### 箕面市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成22年(2010年)11月24日付け箕市国第293号で諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申いたします。

#### 記

#### I. はじめに

当協議会は、平成22年11月24日に、箕面市長から「箕面市国民健康保険事業の運営について」の諮問を受け、4回にわたり協議会を開催し慎重に審議を重ねてきた。

諮問を受けた後、まず本市国民健康保険事業を取り巻く状況の共通認識を図るため、大阪府内及び本市国保の状況について説明を受けた。府内国保の平成21年度の収支状況から、加入者一人あたりの所得に対する保険料の割合は本市が府内で最も低く、人口一人あたりの累積赤字額は府内で3番目に多いなどの状況を把握した。また、本市の国保財政については、平成21年度の国民健康保険事業費が約30億円の累積赤字決算となっており、今後も医療費が伸びていく中で、一般会計から法定分の7億円と市独自政策分の1億円に加えて赤字補填の4億円を繰り入れてもなお、毎年3億円を超える単年度赤字が積み上がり続けていく見通しであることを認識した。

さらに、平成15年度から平成20年度までの間、本市は保険料率を固定していたが、仮に、毎年、必要となる医療費に応じた保険料の計算を行い近隣市並みの保険料率を設定していれば、平成19年度以降は一般会計から赤字補填の繰入を実施せずとも単年度赤字を生じない国保財政運営が可能であったとの試算結果が提示された。

そこで、これらの状況を踏まえ、今後の国民健康保険事業の運営について慎重に審議し、当協議会は、国民健康保険事業費の単年度赤字の解消が必須であること、そのためには、国保制度の本来の仕組みに立ち返り、毎年、必要となる医療費に応じた保険料の賦課を行うことが肝要であるとの認識に立って答申する。

## II. 基礎とした考え方

市国保財政を健全化するためには、赤字を解消することが必須である。最終的には累積赤字を解消しなければならないが、そのためには、まず、単年度赤字の解消から取り組むこととした。

単年度赤字の解消については、平成30年度に国保の広域化が予定されており、仮にその時点で他市と大きく異なる保険料設定の仕組みを取っていると広域化と同時に急激な保険料の変動などが想定されることから、少なくとも平成30年度までに単年度赤字の解消が必要との認識に至った。

次に、単年度赤字を解消する期間については、1年間とすると、被保険者への負担が重すぎ、一方、7年間とすると、期間があまりに長すぎるとの認識で一致した。その中で、解消期間を3年間とするか、5年間とするかで協議し、できるだけ問題を徒に先送りしないことをめざし、原則3年間とすることとした。

その解消方法は、平成22年度に賦課した保険料額が、国の基準に則して計算した保険料総額から赤字補填の4億円を除いた額（以下、「国基準保険料総額（繰入後）」という）の91%であったことから、平成23年度の保険料とする額を国基準保険料総額（繰入後）の94%とし、3ヶ年をかけて段階的に100%まで移行し、本来の国基準保険料総額（繰入後）を保険料とすることとした。

ただし、今後の医療費の動向や制度改正などにより、保険料とする額が本協議会で想定した保険料として賦課する額を大幅に超えてしまう場合は、被保険者への急激な負担増とならないよう配慮し、単年度赤字の解消期間を最大で2ヶ年（平成27年度まで）延長することを許容することとした。

## III. 結論

- ・ 一般会計からの4億円の赤字補填は、当面継続する。
- ・ まず、単年度赤字の解消を目指す。
- ・ 解消の期間は、原則3年間とする。ただし、想定した以上に大幅に医療費などが伸びた場合は解消期間を2年間（平成27年度まで）延長する。
- ・ 解消方法は、国基準保険料総額（繰入後）の94%を「保険料として賦課する額」とするところから開始し、解消期間をかけて、本来の100%まで段階的に移行するものとする。

【単年度赤字の解消方法の説明】

○各年度の国基準保険料総額（繰入後）を計算し、原則3年間で単年度赤字を解消することとし、次の範囲内で制度運用を行う。

- ・各年度の賦課時に計算した国基準保険料総額（繰入後）に表1の負担緩和率を乗じた額を各年度の「保険料として賦課する額（以下、「賦課額」という）とする。

表1：各年度の負担緩和率

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国基準保険料総額（繰入後）に適用する負担緩和率	94%	97%	100%

- ・ただし、平成24年度以降の賦課額が、表2に定める各年度の目安とする額を大幅に超える場合は、原則3年間としている解消期間を2年間（平成27年度まで）延長し、負担緩和率を以下のように調整して各年度の賦課時に計算した国基準保険料総額（繰入後）に乗じた額を賦課額とし、単年度赤字を解消するものとする。

表2：目安とする額\*

	平成24年度	平成25年度
目安とする額	37億4千万円	39億3千万円

（平成24年度に超えた場合の調整後の負担緩和率）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
95.5%	97%	98.5%	100%

（平成25年度に超えた場合の調整後の負担緩和率）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
98%	99%	100%

【参考】

（※）目安とする額

目安とする額は、平成23年度以降の国保財政の収支について、医療費の伸び率を過去5年間の最大の伸び率（7.9%）と過去5年間の平均の伸び率（6.7%）にて試算し、この範囲で収支が推移すると考えられることから、その中間の医療費の伸び率（7.3%）を用いて試算した国基準保険料総額（繰入後）に表1の負担緩和率を乗じた金額。

#### IV. むすび

審議においては、これまでの本市国保の検証や、今後の国保財政の予測と運営についての検討を行い、さまざまな議論を重ねてきた。

国保財政は、累積赤字を抱え、このままでは今後も赤字が積み上がり続け、さらには、その赤字が本市全体の財政をも揺るがす規模に膨らむであろう状況を、もうこれ以上放置できないこと、また、本来、健康保険制度はお互いに助け合い、負担を分かち合う相互扶助を基本としているとの認識に立ち、慎重に審議を尽くした。

その結果、被保険者への急激な負担増にならないように配慮しながら、苦渋の結論を出すに至ったものである。なお、当「答申の内容」に至るまでの議論において、反対の立場などから少数意見もあったことを申し添えるものである。

答申では、被保険者に負担を求めることとなる。保険者である市においては、このことの重さを十分認識し、今後も被保険者に国保財政の状況について十分な説明を尽くし、理解を得るよう努めるとともに、収納対策やレセプト点検を強化し、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査の受診率の向上などにより医療費の抑制を行い、国や大阪府に対して交付金の増額などの財政支援を働きかけるよう、保険者としての取り組みを着実に実行することを求めるものである。

以 上

【資料】

1. 開催経過

回	開催日	案件
第1回	平成22年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箕面市国民健康保険事業の運営について（諮問）</li> <li>・ 大阪府内の平成21年度の状況</li> <li>・ 本市の平成22年度の状況</li> <li>・ 医療制度改革について</li> </ul>
第2回	平成22年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箕面市国民健康保険事業の運営について</li> <li>・ 保険財政の収支見込み</li> <li>・ 単年度赤字解消のシミュレーション</li> </ul>
第3回	平成23年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箕面市国民健康保険事業の運営について</li> <li>・ 単年度赤字の解消方法の考え方</li> <li>・ モデル世帯での保険料の試算結果</li> </ul>
第4回	平成23年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箕面市国民健康保険事業の運営について</li> <li>・ 単年度赤字の解消方法の考え方</li> <li>・ モデル世帯での保険料の試算結果</li> </ul>

2. 箕面市国民健康保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

代表する委員	委員名	団体名	役職
被保険者を代表する委員	奥田 一夫	箕面市老人クラブ連合会	
	藤本 千鶴子	箕面商工会議所	
	稲野 末雄	箕面市農業委員会	
	長縄 政康	箕面市社会福祉協議会	
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	今井 克一	箕面市医師会	
	三木 正士	箕面市医師会	
	福原 裕二	箕面市歯科医師会	
	藤本 年朗	箕面市薬剤師会	
公益を代表する委員	牧原 繁	箕面市議会議員	会長
	神代 繁近	箕面市議会議員	副会長
	羽藤 隆	箕面市議会議員	
	中嶋 三四郎	箕面市議会議員	
被用者保険を代表する委員	加藤 茂	大阪府被用者保険等保険者連絡協議会	